

令和6年度 八幡東区リハビリテーション連絡協議会 活動報告書

項 目	内 容	備考
組織構成	会 長：山内 康太（所属：製鉄記念八幡病院） 副会長：西川 浩（所属：山王デイサービス） 運営委員：15 名（役員含む全体数）	
活動方針（テーマ）	地域貢献を中心としたリハ啓発	
年度目標	・地域包括ケアシステムの理解を深め、リハ啓発活動による地域貢献に取り組む	
活動実績	① 運営会議（3回） ② 運営委員との打ち合わせ（6回） ③他機関（他部署）が主催する委員会や委員が出席した会議	
	④研修会（3回）	●職種：リハ専門職・ケアマネ 内容：多職種連携強化 場所：レインボープラザ 開催日時：R6.6.21 開催方法：対面 参加者数：53名 ●職種：リハ専門職・ケアマネ 内容：合同勉強会担当区 地域包括ケアシステム 場所：ウェル戸畑 開催日時：R6.11.15 開催方法：対面 参加者数：73名 ●職種：リハ専門職・ケアマネ 内容：在宅生活支援（その人らしい生活を支援するうえでの視点） 場所：レインボープラザ 開催日時：R7.3.19 開催方法：対面 参加者数：23名
	⑤交流会（1回）	●職種：リハ職・ケアマネ 内容：多職種連携強化 場所：レインボープラザ 開催日時：R6.6.21 開催方法：対面 参加者数：53名
	⑥講師、委員派遣（0回）	内容： 派遣先： 日時： 対象者数：
	① 研修会：多職種連携強化 ・循環器疾患の症例を通し、入退院時多連携の在り方について検討し、医療・介護連携の重要性を確認した。 ・グループワークを通して、顔の見える繋がりを強化できた。	
	② 研修会：合同勉強会 ・地域包括ケアシステムについて「しあわせ長寿プラン」を基に北九州市の取り組みを理解することができた。	
	③ 研修会：在宅生活支援 ・合同研修会で学んだ地域包括ケアシステムを基盤に、八幡東区の地域課題や個別性にアプローチする視点を学ぶことができた。	
活動成果		
次年度の課題	○多職種連携に関する研修会（ケアマネジャー、社会福祉士） ○リハ職のニーズ調査に基づく研修会の開催 ○リハマップの改訂（社会資源情報の追加など）	

八幡東区リハビリテーション連絡協議会 企画運営委員名簿

	現行	氏 名	所 属	職 種
1	会長	山内 康太	製鉄記念八幡病院	理学療法士
2	副会長	西川 浩	正寿園 デイケアセンター	作業療法士
3		池田 佐知子	北九州福祉サービス(株) ケアプランサービスセンター八幡東	主任介護支援専門員
4		大藪 久典	製鉄記念八幡病院	言語聴覚士
5		岡本 みゆき	アクティブ応援館 かめsun	看護職員・ 機能訓練指導員
6		賀屋 邦彦	ふらて会 西野病院	理学療法士
7		小林 章悟	デイサービス ファイン	作業療法士
8		須崎 省二	北九州市立八幡病院	理学療法士
9		高木 邦男	北九州市立八幡病院	作業療法士
10		中村 麗子	田原整形外科デイサービス センターたはら	ケアマネ・ 介護福祉士
11		中濱 梓	済生会くれたけ荘	理学療法士
12		福島 大介	北九州八幡東病院	言語聴覚士
13		前田 武志	北九州訪問クリニックたんぽぽ	理学療法士
14		山田 宏明	訪問看護ステーションひまわり	言語聴覚士
15		吉川 夕佳	北九州八幡東病院	作業療法士
16	八幡東区 保健福祉課	(係長) 宮崎 木綿子	八幡東区役所 高齢者・障害者相談係	事務職・ 相談係長
17		有馬 美加子	八幡東区統括支援センター	主任介護支援専門員
18		新谷 瑞	八幡東区役所 高齢者・障害者相談係	作業療法士
19	地域リハビリ テーション推進課	(係長) 佐藤 美香	地域リハビリテーション推進課	作業療法士
20		金澤 紀子	地域リハビリテーション推進課	理学療法士

※副会長以下五十音順

令和6年度 ケアマネジメント研修会 報告書

ケアマネジャーとリハビリ専門職の入退院時連携（循環器編）

～その人らしい在宅生活を支える為に重症化予防を目指して～
（八幡東区リハビリテーション連絡協議会合同）

1. 開催日時及び参加者

日時：令和6年6月21日（金）18：30～20：30

場所：レインボープラザ7階（71会議室）

参加者：リハ職25名、ケアマネジャー28名

2. 当日スケジュール及び役割

開会挨拶：八幡東区リハビリテーション連絡協議会 山内康太

八幡東区役所保健福祉課 保健福祉・相談担当課長 橋本武彦

総合司会：八幡東区役所保健福祉課 地域包括支援センター八幡東2 CM 世羅弥生

講師：社会医療法人 製鉄記念八幡病院 理学療法士 内田博之氏

事務局：八幡東区役所保健福祉課 地域包括・統括支援センター 統括CM 有馬美加子

地域リハビリテーション推進課 リハビリテーション推進係長 佐藤美香

地域リハビリテーション推進課 リハビリテーション推進係 金澤紀子主査

八幡東区役所保健福祉課 保健福祉・障害者相談係 新谷瑞

タイムスケジュール	
18：30	開会挨拶
18：40	【保健師ミニ講話】高血圧予防について
18：50	【講演】循環器疾患患者の身体活動指導ポイント
19：35	グループワーク
20：10	発表
20：15	八幡東区リハビリテーション連絡協議会活動及びリハマップ紹介
20：30	閉会

◎配布物：次第・講義資料・アンケート・グループワーク資料・リハマップ

3. 講義

テーマ：「循環器疾患患者の身体活動指導ポイント」

講師：社会医療法人 製鉄記念八幡病院

理学療法士 内田博之氏

経歴：平成 27 年 九州栄養福祉大学 卒業

平成 27 年 製鉄記念八幡病院 入社

平成 31 年 心臓リハビリテーション指導士 取得

令和 2 年 認定理学療法士(循環) 取得



内容：別紙参照

(要約) 心疾患患者に対しての生活指導は、自己管理が重要となる為、自己管理手帳などを活用し記録を取り増悪のサインを見逃さないようにすることが大切である。日常生活の指導のポイントとしては Mets で運動強度の指標を確認することや、Brog スケールを活用し過負荷になってないかモニタリングを行うことで至適活動の獲得へ繋がる。しかしケースによっては指導により QOL が下がりその方らしい生活が損失する可能性もある為、個人背景を考慮しながら一緒に進めていくことが大切である。

4. グループワーク (1 テーマ：10 分)

※各グループ意見要約

【目的】～お互いの職種の専門性を理解し、効果的な報連相を行えるようになる～

① 入院・退院時に必要な情報について

(1) それぞれの職種で、どんな情報がほしいですか。

【入院時】

- ・入院前の ADL や認知機能
- ・キャラクターや生い立ちや趣味、何に喜びを感じるかなど。個人的因子を知ることによって患者教育も押し付けではなく本人に寄り添いながら行うことができるのではないかと思います。

【退院時】

- ・家屋調査や使用する福祉用具も添書に入れてほしい。また実際の動きが分かるよう動画があると助かる。
- ・添書に身体機能や環境等の問題点だけでなく、それに対する指導内容や注意点なども記載してほしい。
- ・自主練習や運動内容が定着しているか。在宅生活でも指導が必要か確認したい。
- ・退院時の時点でどんなサービスが必要か情報提供があると在宅支援もスムーズとなる。

(2) 得た情報は、どのように活用していますか。

(リハビリ) 病前 ADL をもとにプログラム立案を行う。

(ケアマネ) 在宅生活やケアプラン立案時に活用。

- ② 連携を図るうえで、難しいと感じるのはどんなことですか。また、どうしたらスムーズに連携が図れると思いますか。

【情報共有の窓口について】

- ・退院後、状態が分からないままケアプランを作るので途中経過が分かると助かる。
 - ・MSWが窓口で担当が誰かわからない。
 - ・退院後問い合わせをして良いか悩んでしまう。
- ⇒（リハ側）気軽に連絡をしてもらって大丈夫。
今の状況や退院後の経過を共有できるとよい。

【連携について】

- ・リハビリ添書・看護サマリーを読んでも専門用語が多く、在宅生活をイメージできない。
 - ・リハ室でのリハビリと実際の生活は異なる。自宅に帰って、環境的側面での問題が出てくることが多い。
- ⇒家屋調査にケアマネジャーもきてもらうことで情報の共有が行え、退院支援がスムーズになるのではないかな。

【カンファレンスについて】

- ・コロナで退院前カンファが減少し、本人・家族の意向と今後の方針が合っていないことがある。多職種からの意見を聴取するためにも、対面での情報交換の機会があると助かる。
 - ・退院前カンファに人数制限があり、必要な関係者が参加できないことがある。
- ⇒紙面だけでなく、ウェブ会議などのツールの活用も検討できると情報共有がスムーズとなる。



令和6年度 八幡東区リハビリテーション連絡協議会 総会・定例会 まとめ

令和6年3月19日（水）18：30～20：00
場所：レインボープラザ（71会議室）

1. 参加者

職種	人数
理学療法士	5
作業療法士	7
言語聴覚士	3
看護職員	2
ケアマネジャー	5
管理者	1
合計	23 名



※事務局他地域リハ課・区職員含まず

2. 当日スケジュール及び役割

開会挨拶：製鐵記念八幡病院 山内会長
 総会司会：八幡東区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談係 新谷
 事務局：地域リハビリテーション推進課 佐藤係長・金澤主査・西田主任
 八幡東区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談係 新谷

タイムスケジュール	
18：30	開会挨拶
18：35	総会
18：50	定例会「その人らしい生活を支援するうえでの大切な視点とは？」
19：25	グループワーク
20：00	終了

◎配布物：次第・会則・活動報告・活動計画・定例会資料・アンケート

3. 総会

- (1) 役員選出・・・承認
- (2) 令和7年度活動計画・・・承認
- (3) 令和6年度活動報告・・・承認



4. 定例会

- (1) 講義『その人らしい生活を支援するうえでの大切な視点とは?』

発表者：デイサービスファイン 作業療法士 小林 章吾 先生

内容：生活基盤を整えた上で、本人の趣味など個別性にアプローチをしていく。

性別、年齢、趣味、生い立ちなど、それぞれバックグラウンドが違うため、そのことを関わる全ての人が意識し、本人が何を望んでいるのか、隠れたニーズ(思い)はなにか、常にアンテナを張りながら関わるのが大切。思いをキャッチしたらチームで共有し、アイデアを出し合い、その思いの実現に向けて関わっていくことが重要である。



- (2) グループワーク

テーマ：グループワークテーマ：「その人らしさ」って何だろう？

内容：模擬事例をもとに情報収集の視点を考え、強みをエコマップにまとめ、専門職に必要な視点を考えていく。

事例：模擬事例 80代女性 要支援1 同世代の夫と2人暮らし



※グループワークを終えての感想

- ・利用者らしさの支援のため他職種での情報共有が大切であると思った。
- ・いろいろな職種によって考える視点が違うこともあり、もっと様々な視点から物事を考える必要があると思った。意見交換ができてよかった。
- ・多職種の連携がうまくいくことで目標達成できると思った。
- ・スタッフ教育が重要だと感じた。
- ・様々な視点で情報を集め強みを探ることが重要であることを学んだ。
- ・ケアマネとしてはリハ職の方々の意見を聞くことができて、ありがたい時間となった。
- ・今後の地域課題や多職種とのかかわりが大事と改めて思った。
- ・その人らしさを大切にかかわっていくことが重要であると感じた。
- ・職種の違いにより見方や情報の取り方が違うことが勉強になった。
- ・強みを優先的に見つけアプローチしていきたい。
- ・アセスメント力、様々な視点で利用者を見ること、聞き取ることが大事だと思った。専門職によっての視点の違いを感じられた。
- ・看護師、ケアマネさんなどの意見が聞けてよかった。



八幡東区リハビリテーション連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会の名称は、「八幡東区リハビリテーション連絡協議会」(以下、「リハ協議会」という)とする。

(目 的)

第2条 リハビリテーション専門職及びリハビリテーションに関心のある保健・医療・福祉関係者が連携体制を確立し、リハビリテーションに関する情報交換や協議を図り、もって地域リハビリテーションの円滑な推進に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 リハ協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域リハビリテーションに関する情報の収集及び提供
- (2) 地域リハビリテーションに関する事業への支援
- (3) その他目的を達成するために必要な取り組み

(組 織)

第4条 リハ協議会は、次の各号に掲げるもの(以下「会員」という)で構成する。

- (1) 八幡東区内に居住もしくは八幡東区内で保健、医療、福祉業務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
- (2) 八幡東区内で保健、医療、福祉業務に従事するもの

(役 員)

第5条 リハ協議会に会長1名、副会長2名以内を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、リハ協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(企画運営委員会)

第6条 第3条に掲げる業務を円滑に運営するために企画運営委員を置く。

- 2 企画運営委員は10名程度とし、会員の中から選出する。
- 3 会長は、企画運営委員会を必要に応じて開催する。
- 4 企画運営委員会では、必要に応じて部会を設置する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会 議)

第8条 リハ協議会は、次の会を開催する。

(1) 総会（役員の任期に伴い2年ごとに開催する）

(2) 定例会

2 リハ協議会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決する。

(事務局)

第9条 リハ協議会の事務局は、八幡東区役所保健福祉課内に置き、事務を処理する。

(守秘義務)

第10条 リハ協議会の会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委 任)

第11条 この会則に定めるもののほか、リハ協議会の運営について必要な事項は、別に会長が定める。

(その他)

第12条 リハ協議会は、各種職能団体や地域福祉に関連する団体等との連携に取り組むものとする。

(付 則)

1 この会則は、平成25年 3月12日から施行する。

2 この会則は、平成31年 4月 1日から施行する。

3 この会則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

4 この会則は、令和 5年 4月 1日から施行する。